

空き家活用支援事業のご案内



尾花沢市では、空き家の有効活用と定住促進を図るため、空き家バンクに登録している方へ家財道具の処分や空き家の改修に対して助成を行います。

① 空き家を所有している方への助成



家財道具を処分する場合（家電リサイクル法で指定された電化製品を除く）

→ **費用の2/3で上限20万円**（片付けの費用を含む。）

※市内に事務所、事業所を有する運搬業者に依頼する場合があります。

② 空き家に住む方への助成



転入者または子育て世帯等が空き家を購入して改修する場合

→ **費用の2/3で上限100万円**

転入者または子育て世帯等が空き家を賃借して改修する場合

→ **費用の2/3で上限70万円**

※転入者とは、転入して1年以内の方で、本市に住所を有する前に市外に3年以上住所を有していた方が対象となります。

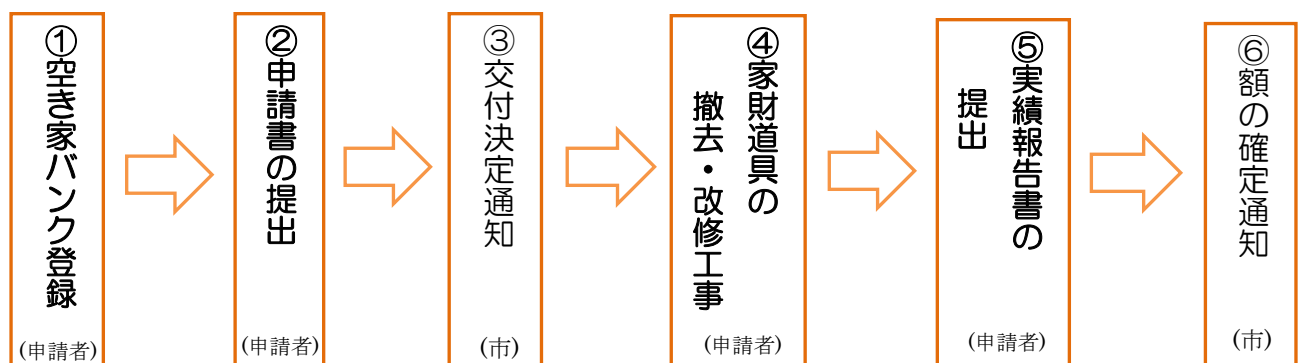
※子育て世帯等とは、中学生までの子どもがいる世帯または婚姻届を提出後3年以内の世帯

③ 対象者の条件

- (1)市の空き家情報登録制度（空き家バンク）に登録している方
- (2)空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方
- (3)市税等を滞納していない方



④ 手続きの流れ



お問い合わせ先：尾花沢市役所 定住応援課 TEL 0237-22-1111(内線 213)